

浜松市条例第34号

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部を改正する条例

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例（平成18年浜松市条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																									
<p style="text-align: center;">(利用料金の納付)</p> <p>第10条 <u>あらたまの湯（温泉スタンドを除く。）</u>を利用しようとする者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の際納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 温泉スタンドを利用しようとする者は、指定管理者に対し利用料金を納付し、温泉スタンド利用券の交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>3～5</u> （略）</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入浴料</td> <td style="text-align: center;">小人 1人1回につき</td> <td style="text-align: right;">円 <u>360</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人 1人1回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>730</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸切風呂利用料</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">温泉スタンド利用料</td> <td style="text-align: center;">温泉スタンド利用券 (1,000リットル分)</td> <td style="text-align: right;"><u>1,040</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">備考 （略）</p>	利用区分		金額	入浴料	小人 1人1回につき	円 <u>360</u>	大人 1人1回につき	<u>730</u>	貸切風呂利用料	(略)		温泉スタンド利用料	温泉スタンド利用券 (1,000リットル分)	<u>1,040</u>	<p style="text-align: center;">(利用料金の納付)</p> <p>第10条 <u>あらたまの湯</u>を利用しようとする者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の際納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2～4</u> （略）</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入浴料</td> <td style="text-align: center;">小人 1人1回につき</td> <td style="text-align: right;">円 <u>410</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人 1人1回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>830</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸切風呂利用料</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">備考 （略）</p>	利用区分		金額	入浴料	小人 1人1回につき	円 <u>410</u>	大人 1人1回につき	<u>830</u>	貸切風呂利用料	(略)	
利用区分		金額																								
入浴料	小人 1人1回につき	円 <u>360</u>																								
	大人 1人1回につき	<u>730</u>																								
貸切風呂利用料	(略)																									
温泉スタンド利用料	温泉スタンド利用券 (1,000リットル分)	<u>1,040</u>																								
利用区分		金額																								
入浴料	小人 1人1回につき	円 <u>410</u>																								
	大人 1人1回につき	<u>830</u>																								
貸切風呂利用料	(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(あらし)

この条例は、浜松市浜北温泉施設あらたまの湯について、利用料金の見直し及び温泉スタンドの廃止を行うものです。